

国土強靱化地域計画の策定について（案）

1 国土強靱化地域計画とは

本市において、被害の発生が懸念される大規模災害や大規模事故を想定し、事前に備えるべき目標の設定、起きてはならない最悪の事態の設定を行います。起きてはならない最悪の事態の設定に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題への具体施策を設定します。

国土強靱化地域計画とは、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする、行動方針や具体的対応策をまとめた計画です。

2 策定の経緯

東日本大震災において、我が国は、未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成25年12月に制定されました。

基本法では、地方公共団体の責務として、「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことが規定されています。

これを受けて、東京都は、「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

本市においても、令和元年東日本台風が各地域に甚大な被害をもたらすなど、近年、気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害の増加とともに、多摩直下地震等の巨大地震の発生が懸念されており、国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要となります。

このような背景を踏まえ、国土強靱化地域計画の策定を行います。

3 計画の位置付け

国土強靱化地域計画の策定について、市では第二次総合計画に方針を位置付け、来年度から着手する予定でございました。一方、国からは全国的な対策を早期に進めるため、令和3年度中の策定が強く求められております。

同計画の策定は、国の補助金等の交付を受けるに当たり、条件の1つとなる可能性があることも考慮し、市としても令和3年度中の策定を目指すこととしました。

また、本計画の策定は、国の策定ガイドラインに基づき、総合計画の中に位置付けて一体的に策定を行います。

4 計画内容案

(1) 起きてはならない最悪の事態の設定

強靱化への取り組みを進めるにあたり、事前に備えるべき目標を設定します。

(2) 施策分野の設定

総合計画との整合を図るため、総合計画で示されている施策内容とします。

(3) 脆弱性の評価

起きてはならない最悪の事態を回避するために本市の防災・減災対策を整理します。

(4) 強靱化に向けた取組

脆弱性評価をもとに取り組むべき施策を整理します。

マトリクスの表等を用いて整理を行い、施策分野ごとに強靱化に向けた取組を行います。

※ 今回策定する国土強靱化地域計画は、策定の第一歩であり、今後、計画をよりよいものにしていくため、必要に応じて改定を行います。

5 策定スケジュール

今後の策定作業を考慮すると、12月に議決をいただくスケジュールは困難であるため、令和4年3月に議決をいただくことにしたいと考えております。